

## 災害対策本部設置基準

### 別表－４

#### (1) 地震災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 管内で震度 4 の地震が発生した場合	① 管内で震度 5 弱もしくは 5 強の地震が発生した場合	① 管内で震度 6 弱以上の地震(但し大阪市内にあつては震度 5 強以上の地震)が発生した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

#### (2) 津波災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合	① 気象庁が管内の地域で津波警報を発表した場合	① 気象庁が管内の地域で大津波警報を発表した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

#### (3) 風水害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 一つの部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合であつて、気象情報で台風の接近等による強い降雨、強風の継続等が予報されている状況において、洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等に対する注意(準備)が必要な場合	① 一つの部の災害対策本部が警戒体制(河川部本部にあつては第一警戒体制)を発令した場合であつて、気象情報で台風の接近等による広域的な強い降雨または強風の継続等が予報されている又はそれらが発生している状況において、洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合	① 一つ以上の部の災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 複数の部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合	② 複数の部の災害対策本部が警戒体制(河川部本部にあつては第一警戒体制)を発令した場合	
③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(4) 雪害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 一つの部の災害対策本部が注意体制(道路部が本部にあっては注意強化体制)以上を発令した場合であって、気象情報で強い降雪が予報されている状況において積雪等による被害に対する注意(準備)が必要と判断した場合	① 一つの部の災害対策本部が警戒体制を発令した場合であって、気象情報で強い降雪が予報されている、又は積雪等が発生している状況において、積雪等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合	① 一つ以上の災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(5) 海上災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(6) 道路災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 道路部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 道路部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 道路部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(7) 河川等水質事故災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 河川部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 河川部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 河川部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(8) 港湾危険物等災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 港湾空港部災害対策本部が注意体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部が警戒体制を発令した場合	① 港湾空港部災害対策本部が非常体制を発令した場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(9) 大規模火事等災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 大規模火災等が発生し、これによる公共土木施設への被害に対し注意(準備)が必要な場合	① 大規模火災等が発生し、これにより公共土木施設への被害のおそれがある場合	① 大規模火災等が発生し、これにより市民生活への重大な被害が生じた場合
② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合	② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(10) 南海トラフ地震

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 気象庁から南海トラフ臨時情報(調査中)が発表された場合	① 気象庁から南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	① 気象庁から南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

(11) 原子力災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
	① 管内において原子力災害特別措置法第10条に基づく特定事象が発生した旨の通報があった場合 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合	① 管内において原子力災害特別措置法第15条に基づく特定事象が発生した旨の通報があった場合、もしくは原子力緊急事態宣言が発せられた場合。 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合

(12) その他災害

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 火山、竜巻、航空、鉄道等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより公共土木施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合	① 火山、竜巻、航空、鉄道等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより公共土木施設への被害のおそれがある場合	① 火山、竜巻、航空、鉄道等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じた場合
② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活への影響に対する注意(準備)が必要な場合	② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活への影響のおそれがある場合	② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な被害が長期間もしくは広範囲にわたって発生した場合
③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合	③ 災害対策本部長が必要と判断した場合

## 支援対策本部設置基準

別表－5

### 支援対策本部

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
① 災害発生の可能性がある、又は発生して支援の可能性が高まっている場合	① 災害発生の可能性が高まっている、又は発生して支援を実施する場合	① 大規模な災害が発生し、これにより重大な被害が生じて支援を実施する場合
② 災害対策用機械や情報通信機器のみを支援する場合	② 本省災害対策本部より緊急災害対策派遣隊の派遣指示を受けた場合	② 支援対策本部長が必要と判断した場合
③ 支援対策本部長が必要と判断した場合	③ 支援対策本部長が必要と判断した場合	